

# 年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請が始まりました！ 高齢者向け

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するものです。支給対象者となる可能性のある方へ、申請書が郵送されます。対象の方は、必ず申請期間内に申請手続きをしてください。

## ■申請期間

7月25日(月)まで  
午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)  
※郵送の場合は7月25日(月)消印有効

## ■支給対象者

平成27年1月1日(基準日)時点で、多古町に住民登録があり次の①～④の全てに該当する方  
①平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)  
②平成27年度の町県民税(均等割)が非課税の方  
③課税者の扶養親族(専従者も含む)になっていない方  
④生活保護・中国残留邦人等の支援給付を受給していない方  
※平成27年1月2日以降に多古町に転入された方は、平成27年1月1日時点で住民登録のあった市町村へお問い合わせください  
※申請書が郵送されても、支給対象にならない場合もあります

## ■支給額

1人 30,000円

## ■申請場所

〒289-2241 多古町多古 2848 番地  
保健福祉センター内 保健福祉課

## ■お問合せ

- 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)について  
保健福祉課福祉係 ☎76-3185
- 町県民税について  
税務課課税係 ☎76-5402



## ■ご注意！

- 高齢者向け給付金を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください
- 市町村や厚生労働省がATMの操作をお願いすることは絶対にありません
  - 個人情報やマイナンバーを照会することは、絶対にありません
- このようなことがあったら最寄りの警察署等に相談してください

# 私たちの生活に「水」

## 欠かすことができない

## 水道の利用に当たって

**こついった場合は手続きが必要!!**

### 届出Q&A

#### Q 水道を使いたい

A 使用するには「水道開栓届」が必要です。使用する3日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までに届け出をしてください。

※アパートの水道開閉栓は管理会社で行っている場合があります。その場合は届け出の必要はありませんので事前に確認をお願いします。

#### Q 引っ越すので水道を止めたい

A 「水道開栓届」が必要です。この届け出がないと水を使っていくとも基本料金がかりますので、ご注意ください。

#### Q 宛名が亡くなった方の名前になっている

A 「水道加入者名義等変更届」が必要です。また売買や相続によって所有者が変更になった場合もこの届け出が必要となります。

**納付忘れ防止に**

「忙しくて、つい払い忘れてしまつた」という方は便利な「口座振替」をご利用ください。次の取扱金融機関窓口にて手続きができます。

取扱金融機関：千葉銀行・京葉銀行・佐原信用金庫・多古町農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)の各本店

申込みに必要なもの：預(貯)金通帳、通帳届出印、水栓番号(検針票、納入通知書に記載)  
※郵送による手続きもできますので、ご希望の方は生活環境課にご連絡ください。申込用紙を

**水道メーターの適正管理について**

2カ月に1回、水道使用量を確認するため検針員が訪問しますが、次のような理由で検針できないことがあります。  
検針作業が行えるよう、水道メーター周辺の環境づくりにご協力をお願いします。



**1** ボックスの上の物が置いてある



**2** ボックスの上の車が止まっている



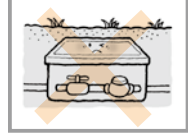
**3** ボックスの中に水垢などがたまっている



**4** ボックスの近くに犬がいる



**5** ボックスが土に埋まっている



※その他にも住宅の増改築などでメーターの位置を変えたり、水道管の口径を変えたりするときは、事前にご連絡ください。

**水道料金の滞納について**

さまざまな事情で水道料金を納入できないときはご相談ください。相談なく滞納されると、給水を停止します。

■お問合せ■  
生活環境課水道係  
☎(76)5406

送付します。なお、郵送での手続きでは引き落とし開始までに若干日数がかかりますので、ご了承ください。



口座からの引き落とし日は、原則として偶数月の末日です。残高の確認をお願いします。末日が土・祝日の場合は、その翌平日となります。なお、年末は12月26日が引き落とし日となります。